

「実習用通学定期券」申請の学校事務ご担当者様へ

指定学校の学生または生徒が学習単位習得の必要により、在籍学校の所在地と異なる場所への通学を希望する場合は(次の一つに該当すること)、指定学校の事務局より申請書を提出していただき、承認を受けた場合に限り発売します。

- (1)在籍する学校の運動場・工場・農場・実験場および実習場に通う場合
- (2)教育実習のため、在籍する指定学校の代表者が指定した他の学校に通う場合
- (3)看護実習のため、在籍する指定学校の代表者が指定した実習病院に通う場合
- (4)登校拒否の学生、生徒、児童が学校外の公的機関および民間施設に通う場合

【申請前に】

まずは、下記の送付先メールアドレスへ「実習用通学定期券発売申請書送付依頼」のメールをお送りください。弊社指定様式の「実習用通学定期券発売申請書」(パスワード保護)と学校別に弊社が指定した「パスワード」を2通に分けてお送りいたします。なお、2回目の申請以降、本手続きは不要です。

【申請方法】

「【〇〇学校名】実習用通学定期券発売申請書」のEXCELファイルに必要事項を入力いただき、下記「送付先メールアドレス」宛にお送りください。

なお、審査・決定手続き等に期間を要するため、実習開始日の2～3週間前までに申請をお願い致します。

※PDFファイルへの変換や行列の追加・削除などの改変および、ファイル名やシート名変更をせず、指定のパスワードで保護したまま送付してください。

※メールの件名は「実習定期申請(〇〇学校名)」と記入をお願い致します。

※学校印などの公印は省略いただいて結構です。

< 送付先メールアドレス >

jissyuu-shitei@ml.shintetsu.co.jp 神戸電鉄株式会社 鉄道事業本部運輸部「実習用通学定期券担当」

【その他】

当社が承認する乗車区間は当社線のみ(神戸高速線の湊川～新開地間を含む)です。乗車区間が他社局の鉄道、バスにまたがる場合は、各社局への申請が必要です。

実習用通学定期券 申請・発売フロー

